

職員と事業者等との間における行為に関する規程

(目的)

第1条 この訓令は、職員と職務上かかわりのある事業者及び特定個人（以下「事業者等」という。）との間における行為について必要な事項を定め、公正な職務の遂行に対する県民からの信頼を確保するとともに、職員が事業者等との交流及び交際（以下「交流等」という。）を図ることができる環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「職員」とは、知事の事務部局に勤務する一般職に属する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）をいう。

2 この訓令において「管理職員」とは、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）第9条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員をいう。

3 この訓令において「事業者」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

4 この訓令の規定の適用については、事業者の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者とみなす。

5 この訓令において「特定個人」とは、第3項に規定する個人及び前項の規定により事業者とみなされる者を除く個人をいう。

6 この訓令において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる別表の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。

7 この訓令において「私的な関係」とは、職員としての身分にかかわらない関係をいう。

8 前項の「職員としての身分」には、職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第2項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるために退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における特別職地方公務員等としての身分を含むものとする。

（平21訓令甲12・一部改正）

(職員の心構え)

第3条 職員は、県民との連携及び協働を重視し、意見交換及び情報収集（以下「意見交換等」という。）を心がけ、多様化・高度化する様々な意見、要望等（以下「県民ニーズ」という。）を的確にとらえた、時代の変化に即した施策の実現に努めるものとする。

2 職員は、前項の連携及び協働に当たっては、次に掲げる事項のほか、地方公務員法その他法令等を遵守しなければならない。

- (1) 職員は、県民全体の奉仕者として、常に公正な職務の遂行に当たらなければならないこと。
- (2) 職員は、公共の利益のために勤務する者として、職務及び地位を私的利益等に用いてはならないこと。
- (3) 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、県民の疑惑又は不信を招くような行為を行ってはならないこと。
- (4) 職員は、勤務時間外においても、その行動が公務の信用に影響を与えることを認識して行動しなければならないこと。

(事業者等との交流等)

第4条 職員は、県民ニーズを把握する機会がある場合は、その機会を有効に活用し、事業者等と交流等を図ることができる。この場合において、職員は、職務の公正な遂行に対する県民からの信頼を確保するため、次条から第9条までの規定に基づき、行動しなければならない。

(利害関係者からの供応接待の享受及び利害関係者とともに行う飲食)

第5条 職員は、利害関係者から供応接待を受けてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 職務として利害関係者を訪問した際又は会議その他の会合に出席した際において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、飲食物の提供を受けることが職務の遂行上必要である等、相当の理由がある場合において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- 3 職員は、意見交換等を目的として、自己の飲食に要する費用を負担して利害関係者とともに飲食をする場合は、あらかじめ、届出書（別記様式）により、所属長を経由して第11条第1項に規定する倫理監督者に届け出るものとする。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに届け出なければならない。

(利害関係者とともに行う遊技等)

第6条 職員は、自己の費用を負担する場合であっても、利害関係者と次に掲げる行為を行ってはならない。ただし、利害関係者以外の者が多数参加し、意図をもって利害関係者とともに行うものではないと認められる場合には、この限りでない。

- (1) 利害関係者とともに遊技又はゴルフをすること。
- (2) 利害関係者とともに旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

(利害関係者からの財産上の利益の收受)

第7条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付け

を受けること。

- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
 - (1) 利害関係者から広く一般に配布するための宣伝用物品又は記念品を受け取ること。
 - (2) 多数の者が出席する懇談会、催事等において、利害関係者から他の出席者と同様に記念品を受け取ること。
 - (3) 利害関係者から職務の遂行上必要と認められる程度の成果品、試供品その他これに類するものを受け取ること。
 - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - (5) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
 - 3 第1項の規定の適用については、職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（私的な関係を有する利害関係者との行為）

第8条 職員は、私的な関係がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の遂行に対する県民の疑惑又は不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、第5条第1項、第6条及び前条第1項の規定にかかわらず、これらの規定に定める行為を行うことができる。この場合において、第5条第3項の規定は適用しない。

（その他職員の責務等）

第9条 職員は、利害関係者をして、第三者に対し、第5条第1項、第6条各号及び第7条第1項各号に規定する行為をさせてはならない。

- 2 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、私的な関係がない者その他理由のない者から、職務遂行上必要と認められる場合等を除き、供応接待その他財産上の利益の供与を受けてはならない。
- 3 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。
- 4 職員は、他の職員のこの訓令に違反する行為によって当該他の職員（第1項の規

定に違反する行為にあっては、同項の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

- 5 職員は、知事、第11条第1項に規定する倫理監督責任者その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己又は他の職員がこの訓令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。
- 6 管理職員は、その管理し、又は監督する職員がこの訓令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

（相談）

第10条 職員は、次に掲げる場合には、所属長を経由して第11条第1項に規定する倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

- (1) 自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合
- (2) 利害関係者との間で行う行為が第5条第1項、第6条各号又は第7条第1項各号に規定する行為に該当するかどうかを判断することができない場合
- (3) 私的な関係がある利害関係者との間で行う行為が公正な職務の遂行に対する県民の疑惑又は不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この訓令の規定に違反していないかどうかを判断することができない場合

（倫理監督責任者等）

第11条 職員の職務に係る倫理の保持のため、倫理監督責任者及び倫理監督者を置く。

- 2 倫理監督責任者は総務部長とし、この訓令の遵守及び徹底に関し、倫理監督者と密接な連携を図り、必要な措置を講じるものとする。
- 3 倫理監督者は各部局長とし、この訓令の遵守及び徹底に関し、倫理監督責任者及び所属長と密接な連携を図るとともに、職員からの第10条の相談に応じ、必要な助言、指示等を行うものとする。
- 4 所属長は、この訓令の遵守及び徹底に関し、職員からの第10条の相談を受け付け、倫理監督者と連携を図り、必要な助言、指示等を行うとともに、職員が特定の者と県民の疑惑又は不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努めるものとする。
- 5 倫理監督者は、その指定する職員に、この訓令に定める職務の一部を行わせることができる。

（委任）

第12条 この訓令に定めるもののほか、職員と事業者等との間における行為に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事務	利害関係者
1 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等及び行政手続条例（平成7年宮城県条例第30号）第2条第4号に規定する許認可等をいう。）を行う事務	当該許認可等を受けて事業を行っている事業者、当該許認可等の申請をしている事業者又は特定個人及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者又は特定個人
2 補助金等（補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を交付する事務	当該補助金等（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする補助金等交付規則第2条第4項第1号に掲げる間接補助金等を含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者又は特定個人
3 立入検査、監査又は監察（法令（条例及び規則を含む。）の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）を行う事務	当該検査等を受ける事業者又は特定個人
4 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分及び行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。）を行う事務	当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者又は特定個人
5 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導及び行政手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）を行う事務	当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者又は特定個人
6 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務	当該契約を締結している事業者又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者又は特定個人
<p>備考</p> <p>1 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。</p> <p>2 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行行使せることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかなる場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。</p>	

別記様式（第5条関係）

年 月 日

届 出 書

（ 倫 理 監 督 者 ） 殿

（ 所 属 ）

（ 職 氏 名 ）

印

「職員と事業者等との間における行為に関する規程」第5条の規定により利害関係者との飲食について、次のとおり届け出ます。

日時	平成 年 月 日 時 分 から
場所（所在地）	
相手方（利害関係者）の所属、役職及び氏名（複数出席する場合はその人数並びに代表する者の役職及び氏名）	所属（会社名等）： 出席者数： 名 役職及び氏名：
職員本人及び利害関係者以外の同席者の有無・人数・概要	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ 名） 概要 []
相手方（利害関係者）との具体的関連（利害関係の概要）	別表第（ ）号に該当 内容 []
ともに飲食をする目的（意見交換等の内容）	
自己の飲食に要する費用の額	円

附 則（平成 21 年訓令甲第 12 号）
この訓令は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。